

大磯町まちづくり条例

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 基本理念	1
第3条 責務	1
第4条 まちづくりの仕組み	1
第5条 定義	2

第2章 まちづくり基本計画

第6条 まちづくり基本計画	4
第7条 まちづくり基本計画の策定手続	4

第3章 まちづくり審議会

第8条 まちづくり審議会	6
第8条の2	6

第4章 自治によるまちづくり

第9条 まちづくり団体	7
第10条 地区まちづくり協議会	7
第11条 地区まちづくり計画等	7
第12条 地区まちづくり協議会への支援	8
第13条 情報の提供等	8
第14条 まちづくり専門家の派遣	8

第5章 協働によるまちづくり

第15条 推進地区の指定等	9
第16条 地区まちづくり事業	9

第6章 秩序あるまちづくり

第1節 都市計画を定める手続

第17条 都市計画を定める手続	10
-----------------	----

第2節 都市計画の案の作成手続

第18条 都市計画の案の作成手続	10
------------------	----

第3節 地区計画等の案の作成手続

第19条 地区計画等の案の作成手続	10
第20条 地区計画等の原案の提示方法	10
第21条 説明会の開催等	11
第22条 意見の提出方法	11
第23条 決定等の申出方法	11

第4節 都市計画の決定等の手続

第24条 都市計画の決定手続	11
第25条 都市計画の変更手続	11

第7章 協調によるまちづくり

第26条 開発構想の届出等	12
第27条 開発構想の周知等	12
第28条 開発事業の事前協議等	13
第29条 開発事業の公開	13
第30条 近隣住民への周知	13
第31条 意見書の提出	13
第32条 公聴会の開催	14
第33条 助言提案	14

第34条	指導書の交付等	14
第35条	開発事業の申請等	15
第36条	開発事業の変更届等	15
第37条	審査結果通知書の交付等	15
第38条	行為着手等の制限	16
第39条	工事着手の届出	16
第40条	開発事業の変更協議	16
第41条	工事完了の届出等	16
第41条の2	区画の変更	17
第42条	建築物等による収益開始の制限	17
第43条	開発事業の廃止等	17
第8章 開発事業の基準		
第1節 開発事業の基準の遵守		
第44条	開発事業の基準の遵守	18
第2節 都市計画法に定める開発許可の基準		
第45条	都市計画法に定める開発許可の基準	18
第46条	開発区域内に整備される小区間道路の幅員	18
第47条	袋路状の道路の技術的細目	18
第48条	公園等の基準	19
第49条	開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度	19
第3節 建築基準法に定める建築物の構造に関する制限		
第50条	建築基準法に定める建築物の構造に関する制限	20
第51条	日影による中高層建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定	20
第9章 開発事業に係る紛争調整		
第52条	あっせん	21
第53条	調停	21
第54条	開発事業紛争調停委員会	21
第55条	工事着手の延期等の要請	21
第10章 雑則		
第56条	適用除外	23
第57条	事業者の承継	23
第58条	新たな開発事業とみなす場合	23
第59条	是正命令	23
第60条	立入検査等	24
第61条	公表	24
第62条	許可等への配慮	24
第63条	表彰	24
第63条の2	用途の変更に対するこの条例の準用	24
第64条	委任	25
第11章 罰則		
第65条	罰則	26
第66条	両罰規定	26
附則		
	施行期日、経過措置、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	26